## 围 民健康保険の高額療養費が現物給付化されます 70歳未満の方の入院等での高額療養費の支払いが

自己負担限度額までとなります

例) 医療費が50万円かかった場合の病院窓口での支払額(一般世帯の場合) ◎限度額適用認定証を交付された場合(平成19年4月1日~)

SEXTABLE CONTROL OF THE WILL OF THE WILL OF THE PROPERTY OF TH						
世帯負担区分	病院窓口での支払額 (自己負担限度額)	高額療養費の申請手続きは不要				
一般世帯	82,430 円					

◎限度額適用認定証を交付されない場合

世帯負担区分	病院窓口での支払額	高額療養費の申請により後日戻る金額	
一般世帯	150,000円	67,570 円	

上記のように限度額適用認定証が交付されると自己負担額までの支払いと なり、高額療養費支給の申請は必要ありません。

高額療養費支給対象額には、入院時食事代や差額ベッド代など なお、 保険適用外のものは含まれません。

国民健康保険税の滞納が

ださい。

| 額適用認定証の交付を受けてく

なお、

の入院等に係る高額療養費が現物 での支払いですむようになります。 平成19年4月から70歳未満の方 院へ支払うことになります。 ある世帯については、 《受付場所》 《持参するもの》 自己負担額をいったん全額病 保険証·印鑑 小野町役場町民生活課 従来どお

金の支給方法が変わりました。

平成16年度の年金制度改正によ

平成19年4月から遺族厚生年

給付化されます。

担分の医療費が自己負担限度額ま

/院等により医療費が高額となる

次により役場に申請して限

っていた国民健康保険被保険者負

今まで、病院の窓口で全額支払

受付期間 削い合わせ 平成19年4月1日より

町民生活課872-6933

問い合わせ 町民生活課

**3**024-932-3917

郡山社会保険事務所

**\$**72-6933

自己負担限度額一覧(平成18年10月1日~)

	過去 12ヵ月以内の高額療養費の支給回数		
世帯区分	1~3回	4回以上	
上位所得者 世帯	150,000 円十 (医療費総額一500,000 円)×1%	83,400 円	
一般 世帯	80,100 円十 (医療費総額一 267,000 円)×1 %	44,400 円	
住民税非課税 世帯 35,400 円		24,600 円	

局齢期の遺族配偶者に 対する遺族厚生年金と 老齢厚生年金の併給

前の支給額との差額を遺族厚生年 納めた保険料をできるだけ給付額 する年金給付について、 金として支給することとなります。 る年金額は全額支給し、 に反映されるよう、本来受給でき で族となった65歳以上の妻に対 制度改正 妻自身が

いない方)に対する遺族厚生年金

30歳未満の妻(18歳未満の子の

遺族厚生年金の見直し

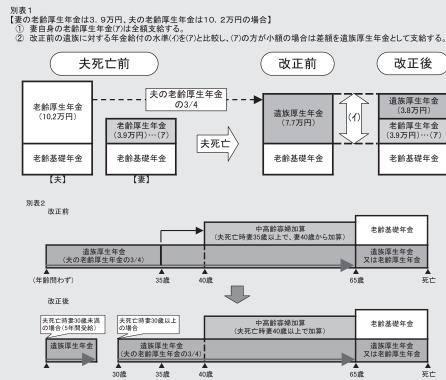
**若年期の妻に対する** 

間の有期給付となりました。

格差の縮小の動向をふまえ、

5 年 については、

若年層の雇用条件の



## 遺族厚生年金の支給方法が変わりました